

特 記 仕 様 書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、町道安田賀茂線土留柵設置工事に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - (1) 土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版 適用区分「広島」及び「世羅町」
 - (2) 土木工事共通仕様書（令和8年8月）広島版 1-1-3-1「主任技術者及び監理技術者の変更」～1-1-3-3「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者」及び1-1-3-11 現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施
- ※土木工事共通仕様書の適用について疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。
- ※土木工事共通仕様書は、広島県の調達情報のページを参照（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>）

第2節 中間検査

- 1 本工事は中間検査の対象工事とする。
- 2 中間検査の実施は、工事の主要工程を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うものとし、時期選定は、監督員が行う。
- 3 原則として、請負代金額が1,000万円以上1億円未満の工事は、中間検査を1回実施し、1億円以上の工事は2回実施する。

第3節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、世羅町が定める「現場代理人及び主任技術者等の配置について（令和7年4月1日適用）」に定める条件を満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/143324.pdf>
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第2号により、承認しない場合は様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、様式第4号により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（世羅町の休日を定める条例（平成16年世羅町条例第3号）第1条に規定する町の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者又は兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。
※様式は、世羅町のサイト「入札契約」に掲載している。

第4節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事であり、「世羅町週休2日適用工事等実施要領」に従うこと。なお、実施要領に基づき提出する様式「休日取得計画表」等は「広島県の調達情報＞公共工事等の情報_様式集＞建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載されているものを使用すること。

第5節 施工箇所が点在する工事の積算

本案件は、施工箇所が点在する工事の適正な工事価格を算出するため、参考図書に示す工事箇所と施工箇所を基に次の算定方法とする。

算定方法

- (1) 工事原価
ア 直接工事費

施工数量及び施工規模等は工事箇所ごとに判断し、施工箇所ごとに直接工事費を算定する。

イ 間接工事費

(ア) 共通仮設費

a 共通仮設費の率分

対象額は工事箇所ごとに算定し、工種区分はその工事全体の主たるものを適用する。

b 共通仮設費率の補正

工事箇所ごとに施工地域及び工事場所区分の補正行う。

c 積上げ計算による部分

施工箇所ごとに必要な経費を積み上げる。

(イ) 現場管理費

a 現場管理費の算定

対象とする純工事費は工事箇所ごとに算定する。

b 現場管理費率の補正

工事箇所ごとに施工時期、工事期間、施工地域及び工事場所区分の補正行う。

(ウ) 中止期間中の現場維持等の費用

a 積上げ項目

施工箇所ごとに必要な経費を積み上げる。

b 率で計上する項目

対象額及び一時中止日数は施工箇所ごとに算定する。

(2) 一般管理費等

ア 一般管理費等の算定

対象とする工事原価は(1)の計による。

なお、処分費等が「共通仮設費対象額(P)＋準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合、率計算の対象については、工事箇所ごとに対象額を算出する。

第2章 材料

第1節 寒中コンクリート

当該工事における次の対象構造物は寒中コンクリートとして施工し、次のとおり取り扱うこと。

1 対象構造物

令和8年12月1日から令和9年2月28日までの期間に施工するコンクリート構造物。

ただし、ダムコンクリート（砂防ダムを除く）、トンネル坑内、場所打ちコンクリート杭、均しコンクリートは除く。

2 養生方法

養生方法は給熱養生を標準とし、詳細については監督員と協議すること。

3 打設数量の確認

対象構造物のコンクリート打設数量については、施工後、打設図等の数量確認資料を作成し監督員へ提出すること。

第3章 施工条件

第2節 安全対策

1 交通誘導員・警戒船・保安要員

施工期間、交通誘導員を2人／日配置すること。

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。